

独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊へ派遣する職員の取扱いに関する要綱

昭和63年4月1日施行
最終改正 令和3年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年埼玉県条例第1号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）から派遣され、青年海外協力隊（以下「協力隊」という。）に参加する場合、その承認の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(応募の申出)

第2条 職員は、協力隊の隊員募集に応募しようとするときは、募集の願書締切日（以下「願書締切日」という。）の1カ月前までに、青年海外協力隊応募申出書（様式第1号。以下「応募申出書」という。）を所属長及び主務部長を経由して、知事に提出しなければならない。

(所属長の意見)

第3条 所属長は、前条の応募申出書に、意見書（様式第2号）を添付しなければならない。

(応募の承認)

第4条 知事は、応募申出書を受理したときは、速やかに承認又は不承認の決定を行い、応募申出承認（不承認）決定通知書（様式第3号）により、当該職員に通知するものとする。

(応募の不承認)

第5条 知事は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その応募申出を承認しないものとする。

- 一 勤務成績が良好でないとき。
- 二 現に従事している職務と協力隊の隊員として従事しようとする業務に密接な関連が認められないとき。
- 三 協力隊に参加することにより、所属課所の業務に著しい支障が生ずると

認められるとき。

四 前各号に定めるもののほか、知事が協力隊への参加を不適当と認めるとき。

(承認者の数)

第6条 第4条の応募の承認は、1回の募集につき、3人を限度として行うものとする。ただし、秋の募集にあっては、3から、当該年度の春の募集の合格者数を減じた数をもって限度とする。

(参加の届出)

第7条 協力隊の隊員の選考に合格し、協力隊への参加を希望する者は、合格通知書の写しを添付し、青年海外協力隊参加届出書（様式第4号）を所属長及び主務部長を経由して、知事に提出しなければならない。

(帰国の届出)

第8条 参加職員は、協力隊の任務が終了し、帰国したときは、速やかに帰国届出書（様式第5号）を所属長及び主務部長を経由して、知事に提出しなければならない。

(人件費補てん等に係る事務)

第9条 参加職員に係る機構への人件費補てん額の請求及び受入れその他の事務は、当該職員の所属長が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

青年海外協力隊応募申出書

年　月　日

埼玉県知事様

所 属

職・氏名

生年月日 昭和 年 月 日 (満 歳)

青年海外協力隊に応募したいので、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊へ派遣する職員の取扱いに関する要綱第2条に規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 本県採用年月日	本県勤務年数 年 月		
2 受験の時期	年 の募集	3 受験の職種	
4 受験の理由			

5 現在の職務の内容

6 現在の職務と協力隊で従事しようとする業務の関連性

7 その他参考事項

様式第2号（第3条関係）

意 見 書

年 月 日

埼玉県知事様

所属長
職・氏名

次の職員の青年海外協力隊への応募について、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊へ派遣する職員の取扱いに関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

職員の職・氏名

記

1 職員の勤務成績

2 職員の職務と協力隊で従事する業務の関連性

3 職員が協力隊に参加することによる業務への支障

4 総合的意見

様式第3号（第4条関係）

応募申出承認（不承認）決定通知書

人 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申し出のあった青年海外協力隊への応募については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認・不承認の別

2 受験の時期

3 受験の職種

様式第4号（第7条関係）

青年海外協力隊参加届出書

年　月　日

埼玉県知事様

所　属
職・氏名

青年海外協力隊に参加したいので、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊へ派遣する職員の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

記

1 青年海外協力隊参加期間

(1) 派遣前訓練期間

年　月　日～年　月　日

(2) 協力活動期間

年　月　日～年　月　日

(3) 帰国後手続期間

年　月　日～年　月　日

2 派遣先機関及びその所在地（国及び都市名）

3 派遣先機関における状況

(1) 派遣職種、地位及び職務内容

(2) 現地生活費及び住居費の月額並びにそれらの負担者

(3) 往復経費の負担者

(4) 単身、家族同伴の別

（備考：届出の時点で不明な部分は、後日明らかになり次第報告すること。）

様式第5号（第8条関係）

帰 国 届 出 書

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

所 属
職・氏名

青年海外協力隊の業務を終了し、帰国したので、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊へ派遣する職員の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

記

1 派遣条例第2条第1項の規定による派遣の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 帰国の日

年 月 日

3 帰国後手続期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 職務復帰予定日

年 月 日